

「年度監査を前に確認しておきたい実務ポイント」

---

1月末から2月にかけて、中国現地法人では年度監査を実施する企業が多くなります。年度監査自体は毎年の定例業務ですが、監査報告書については「形式的に受領して終わっている」「数字だけを確認している」というケースも少なくありません。しかし、監査報告書はその後の配当判断、日本本社への説明の前提となる重要な資料ですので、どの部分をどのような順番で確認すべきかを整理しておきましょう。

① 監査意見の確認

監査報告書を受領したら、まず確認すべきなのが監査意見です。多くの場合は「無保留意見」となりますが、これは会計処理に重大な問題は認められないと判断された状態を意味します。一方で、一部に注意点がある場合は「限定付意見」、重大な問題がある場合は「不適正意見」、十分な証拠が得られなかった場合は「意見不表明」とされます。また、無保留意見であっても、補足説明が付されていることがあります。意見の種類だけで判断せず、付随する記載がないかまで含めて、確認することが重要です。

② 利益・配当の確認

監査報告書では、当期の利益額だけでなく、配当の判断に使える利益かどうかを確認する必要があります。中国では当期に利益が出ていても、過年度の累積損失や法定積立金の計上状況によっては直ちに配当できない場合があります。そのため、損益計算書の数字だけでなく、未分配利益や積立金の状況をあわせて確認することが重要です。また、配当を検討する場合には、帳簿上の利益とは別に、配当を行っても日常の資金繰りに支障が出ないかという点もあわせて確認する必要があります。

③ 注記・附表の確認

監査報告書では、損益や資産の数字だけでなく、注記や附表に記載されている内容も確認が必要です。ここには、会計処理の前提や、判断を要する取扱い、例年と異なる処理が行われている場合の説明などがまとめられています。すべての内容を細かく理解する必要はありませんが、「今年特有の処理がないか」「例年と異なる点がないか」という視点で目を通すことで、後から説明が必要になる論点を事前に把握することができます。

---

私たち愛知県江蘇省サポートデスクでは、現地で事業展開をされている愛知県企業の皆さまにとって有益な情報をお届けするとともに、企業同士のつながりや情報交換の機会を広げていけるよう努めてまいります。今後も、皆さまの課題や関心に寄り添った情報提供や交流の場づくりを進めてまいりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。